

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次 ページ

### 告示

○秋田県児童会館の使用に係る利用料金の承認(七三・子育て支援課)……………1

○救急病院の認定(七四・医務課)……………4

○証紙売りさばきの廃止の届出(七五・会計課)……………5

○土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………5

○県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)……………5

○土地改良区の土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(秋田地域振興局農林部)……………5

○県営土地改良事業計画の決定(由利地域振興局農林部)……………5

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………5

○公安委員会告示

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(一四・生活環境課)……………6

### 告示

#### 秋田県告示第七十三号

秋田県児童会館条例(平成十七年秋田県条例七十二号)第十条第一項の規定により、次とおり秋田県児童会館の使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定により、公告する。承認した秋田県児童会館の使用に係る利用料金は、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年二月十二日

秋田県知事 寺田典城

### 一 ホールの利用料

区 分	利 用 料 の 額		
	午 前	午 後	夜 間
入場料を徴収しない場合又は入場料一人当たりの最高額が三〇〇円以下の場合	児童の健全な育成のために利用するとき	九、二〇〇円	一五、四〇〇円
	その他の目的のために利用するとき	一三、八〇〇円	二二、九〇〇円
入場料一人当たりの最高額が三〇一円以上一、〇〇〇円以下の場合	児童の健全な育成のために利用するとき	一五、四〇〇円	二五、八〇〇円
	その他の目的のために利用するとき	二〇、七〇〇円	三四、四〇〇円
入場料一人当たりの最高額が一、〇〇〇円以上の場合	児童の健全な育成のために利用するとき	一八、三〇〇円	三〇、八〇〇円
	その他の目的のために利用するとき	二七、五〇〇円	四五、八〇〇円

### 備考

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を使用する場合(児童の健全な育成のために利用する場合を除く。)の利用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。

二 この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

三 使用者が入場料を徴収しない場合又は一人当たりの最高額が千円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって利用するときは、入場料一人当たりの最高額が一、〇〇一円以上の場合の利用料を徴収する。

二 冷暖房設備の利用料

区分	利用料の額(二時間につき)	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
ホール	二、〇〇〇円	二、一〇〇円

  

区分	利用料の額(二台一時間につき)	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
ピアノ及び電子オルガンの利用料		

  

区分	利用料の額	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
グランドピアノ	一、六〇〇円	一、七〇〇円
アップライトピアノ	五二〇円	五八〇円
電子オルガン	一、六〇〇円	一、七〇〇円

  

区分	利用料の額	
	児童の健全な育成のために利用するとき	その他の目的のために利用するとき
音響装置(マイク一本付き)	一、六〇〇円	二、六〇〇円
テープレコーダー	八三〇円	一、四〇〇円
コンパクトディスクプレーヤー	八三〇円	一、四〇〇円
ミニディスクプレーヤー	八三〇円	一、四〇〇円
ワイヤレスマイク	八三〇円	一、四〇〇円
マイク	五二〇円	八六〇円
移動型スピーカー	二五〇円	四二〇円
跳ね返りスピーカー	二五〇円	四二〇円
第一ボーダーライト	一、〇〇〇円	一、七〇〇円
第二ボーダーライト	一、〇〇〇円	一、七〇〇円
プロセニアムライト	一、〇〇〇円	一、九〇〇円

四 拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の利用料

備考 利用時間が一時間未満であるときは一時間とし、利用時間

間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。  
三 ピアノ及び電子オルガンの利用料

備考 利用時間が一時間未満であるときは一時間とし、利用時間

スパイルマシン	ディスクマシン	フットスポットライト(移動式)	フレネル六インチレンズスポットライト(移動式)	平凸六インチレンズスポットライト(移動式)	フレネル八インチレンズスポットライト(移動式)	平凸八インチレンズスポットライト(移動式)	フットライト(二列)	ローアホリゾンライト(八本)	花道上部フットライト(四列)	花道フットライト(二列)	バルコニースポットライト(六列)	トーメンタルライト(二列)	天井反射板ライト	センターピンスポットライト(二列)	フロントサイドスポットライト(四列)	シーリングスポットライト	ホリゾンライト	第二サスペンションライト	第一サスペンションライト
---------	---------	-----------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------	------------	----------------	----------------	--------------	------------------	---------------	----------	-------------------	--------------------	--------------	---------	--------------	--------------

四二〇円	四二〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	七三〇円	六二〇円	三二〇円	五〇〇円	三二〇円	一〇〇円	五二〇円	三二〇円	五二〇円	六七〇円	八三〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
四六〇円	四六〇円	一八〇円	一八〇円	一八〇円	八一〇円	六九〇円	三五〇円	五四〇円	三五〇円	一一〇円	五八〇円	三五〇円	五八〇円	七四〇円	九一〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円
七〇〇円	七〇〇円	二六〇円	二六〇円	二六〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	五二〇円	八三〇円	五二〇円	一八〇円	八六〇円	五二〇円	八六〇円	一、一〇〇円	一、四〇〇円	二、六〇〇円	二、六〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円
七七〇円	七七〇円	二九〇円	二九〇円	二九〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	五八〇円	九一〇円	五八〇円	二〇〇円	九六〇円	五八〇円	九六〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円



秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町六番十号	平成二十三年一月三十一日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町四番三十号	平成二十三年一月三十一日
男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り一号八番地六	平成二十三年一月三十一日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一	平成二十三年一月三十一日
湖東総合病院	南秋田郡八郎潟町川崎字員保三十七	平成二十三年一月三十一日
中通総合病院	秋田市南通みその町三番十五号	平成二十三年一月三十一日
秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町六番十七号	平成二十三年一月三十一日
佐藤病院	由利本荘市小人町百十七番地三	平成二十三年一月三十一日
市立角館総合病院	仙北市角館町上野十八番地	平成二十三年一月三十一日
仙北組合総合病院	大仙市大曲通町一番三十号	平成二十三年一月三十一日
大曲中通病院	大仙市大曲上柴町四番三号	平成二十三年一月三十一日
市立横手病院	横手市根岸町五番三十一号	平成二十三年一月三十一日
市立大森病院	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百五	平成二十三年一月三十一日

秋田県告示第七十五号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十年二月十二日

秋田県知事 寺田 典 城

売りさばきを廃止した者の事務所の所在地及び名称	売りさばき場所	廃止年月日
鹿角市八幡平字谷内 株式会社山田商店	鹿角市八幡平字谷内	平成二十年一月二十五日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市南土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月十二日

秋田県知事 寺田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市杉沢字屋布二十三番地 武田 重悦  
" 本宮字熊ノ下六番地 富澤 寿

二 退任理事の住所及び氏名

大館市比内前田字平馬下段九十四番地一 芳賀 佐助

平成二十年二月四日県営土地改良事業（母体地区ほ場整備事業（担い手育成型））の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月十二日

秋田県知事 寺田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、秋田市孫左衛門堰土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

秋田県知事 寺田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（太平野田地区基盤整備促進事業（かんがい排水））計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成二十年二月十二日から同年三月十日まで

三 縦覧場所 秋田市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、由利本荘市平軸字上谷地百五十五番地佐々木忠利ほか十四名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月十二日

秋田県知事 寺田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（もぐら沢地

区ため池等整備事業 計画書の写し  
二 縦覧期間 平成二十年二月十三日から同年三月十一日まで  
三 縦覧場所 由利本荘市大内総合支所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月十二日

秋田県知事 寺田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

大仙市強首字強首二百六十九番地 小山田雅浩  
" 寺館字寺館百二十六番地一 齊藤 長秀  
" 強首字強首九十八番地 佐々木公憲  
" " 字寺繩手ノ上二百二十九番地一 田口 恵男  
" 寺館字松葉三番地一 鈴木 吉男  
" 九升田字九升田三十番地 森川 文夫  
" 強首字強首七十七番地 三浦 輝夫  
" 大巻字宅地十六番地 進藤 巖  
" 木原田字長サ田一番地四 佐々木和雄  
" 寺館字常野二十七番地 田口 繁  
" 強首字上野台三番地八 進藤桂太郎  
" 木原田字江原田四十番地 進藤 儀勝  
" 北野目字北野目五十七番地 佐々木忠永  
" 就任理事の住所及び氏名 鈴木 吉男  
" 大仙市寺館字松葉三番地一 佐々木和雄  
" 木原田字長サ田一番地四 佐々木和雄  
" 寺館字常野二十七番地 田口 繁  
" 強首字寺繩手ノ上二百二十九番地一 田口 恵男  
" 大巻字宅地十六番地 進藤 巖  
" 大沢郷寺字皆別当六十六番地 戸島 幸喜  
" 九升田字九升田三十番地 森川 文夫  
" 木原田字江原田四十番地 進藤 儀勝  
" 強首字上野台三番地八 進藤 儀勝  
" 寺館字寺館百二十六番地一 進藤桂太郎  
" 強首字強首二百六十九番地 齊藤 長秀  
" " 字強首五百五十番地十五 小山田雅浩  
" 北野目字北野目五十七番地 佐藤 哲吉  
" " 字走り三十番地 佐々木忠永  
" 強首字強首九十八番地 石井 隆男  
" 佐々木公憲

三 退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺田 典 城

公安委員会告示

大仙市強首字強首百三十五番地	三浦 光行
〃 寺館字寺館二番地三	高橋 保博
〃 九升田字九升田四十六番地二	横瀬 秀英
就任講師の住所及び氏名	
大仙市寺館字寺館二番地三	高橋 保博
〃 強首字強首百三十五番地	三浦 光行
〃 九升田字九升田四十六番地二	横瀬 秀英

秋田県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成20年2月12日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

- 1 実施年月日  
平成20年3月18日（火）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所  
秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部3階第3会議室
- 3 講習科目及び講習時間数  
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員  
30人
- 5 受講申込みに必要な書類  
(1) 受講申込書 2通  
(2) 写真 2枚  
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものである。
- 6 受講申込み等  
(1) 申込用紙の交付  
各受付場所において交付する。  
(2) 受付期間  
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成20年2月12日（火）から3月14日（金）までの午前8

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄